

総括質疑

決算特別委員会

決算特別委員会では、9月18日・19日・20日・24日の4日間、21人の議員が決算全般について、質疑を行いました。

平成24年度

決算を問う



一般会計歳入歳出決算に対する付帯意見

委託業務の計画・予算積算にあたっては、十分な精査を行うとともに、その事業の執行について、進行管理を徹底するよう、努められたい。

また、議会において決算審査する上で、予算書等に対応する記述等を工夫するなど、特段の配慮を求めらる。

平成24年度決算

実質単年度収支が2年連続の赤字であるが、見解は。

財政運営上問題があり、対応しなければならぬ。

経常収支比率は93・5%であり、危機的状況に陥った平成11年度にかけての水準に近付いている。全庁的な危機意識が不足しているのでは。

今後ともプランを持って財政運営に取り組んでいく。

211億円を超える後年度負担はどう影響するか。

土地開発公社の用地取得が約7割で、中期の財政フレームに織り込み済みである。



自由民主党議員 北原ともあき

区民活動センター転換に伴う人件費の削減効果は。

約2億6千万円余である。区が基準とする一般財源規模について、消費税引き上げが予測される中、もう一度検証する必要があるのでは。

歳入歳出を一定に保つ基準として設定しており、引き上げられた場合、影響額を踏まえた見直しが必要と考える。

財政運営上の課題を明らかにし、今後の区政の発展に結びつけねばならないと考えるが、見解は。

多くの分析を行い、区民福祉の向上につながるような区政運営を達成していきたい。



公明党議員 久保りか

10か年計画(第2次)

実際の区の取り組みと計画には、ぶれが生じてきていると思われるが、目標の達成度の検証などはしているのか。

毎年のPDCAサイクルにより行政評価の達成度を検証し、事業改善を行っている。

東日本大震災が起これ、社会経済状況や区の施策の進捗度合いにも大きな変化が見られている。この点、計画との整合性はとられているのか。

現行の計画は、震災を踏まえたものとはなっていない。平成17年度に当初計画が策定されてから来年度で10年が経つ。この間、計画は一定

の成果をおさめたと評価しているが、成果を検証し、抜本的な修正を図るべきではないかと認識している。

区民活動センター

運営委員会の事務局職員 の定着率が今ひとつと考えているが、原因をどう考えるか。

これまでの退職者は16人だが、理由はさまざまである。

雇用年数の改正について、運営委員会の理解は得られているのか。

会長連絡会などを通じて説明し、理解を得ている。

地域自治の活動拠点としてどう推進するのか。

年々地域特性を生かした運営がなされており、今後も必要な支援を行っていく。



定員枠を広げる予定があると聞くが、拡充の内容は。

1歳未満のクラスを新設し、1歳以上3歳未満のクラスでは1日の利用定員を18人に増加する予定である。

緊急一時保護の利用時間は、現在9時から18時までであるが、利用される方の精神的・物理的な負担の軽減を図るため、利用時間を拡大するべきでは。

必要がある場合には利用時間を変更できるように、運営体制の中で検討していきたい。

母子生活支援施設

養育支援は、レスパイトケアとして大変重要な役割を担っている。ショートステイの利用が増えると、トワイライトステイが利用できなくな



日本共産党議員 長沢和彦

特別養護老人ホームの整備

第5期介護保険事業計画で掲げた100床の整備にかかる見直しについて、どのように考えているのか。

現在、具体化したものはないが、国家公務員宿舎跡地の活用を要望しているほか、公共用地の活用などを検討し、積極的に整備する予定である。

国や都は、特別区長会が行った用地取得のための補助制度にかかる要望に対し、どう応えているか。

国は平成24年度末に廃止する予定だった基金を増額・延長し、これを受けて都は定期借地権の一時金に対する補助制度を実施している。

2011年7月に厚生労働省により、生活保護法による保護の実施要領が一部改正され、年金収入などがある生活保護世帯は生活福祉資金で

ると聞くが、その理由は。

両事業併せて利用枠を3人と定めているためである。

母子生活支援施設の空きスペースを活用し、それぞれの利用枠を確保すべきでは。

より有効に事業が活用されるよう検討したい。

の借り入れができるようになったが、区内の実績はどのようになっているか。

制度開始以来、12件の利用実績がある。

保護の実施要領の一部改正で、生活保護受給者がエアコンの購入に利用した貸付金は収入認定から除外され、償還金は収入から控除されることになったが、このことは周知されているか。

対象となる世帯について、ケースワーカーなどにより周知に努めている。

都は2011年度に収入のない生活保護世帯にもエアコンの費用を支給したが、単年度で終了している。猛暑が続く可能性を考え、都へ再度の実施を求めるなど緊急支援策を検討しておくべきでは。

他区の動向も踏まえ、検討していきたい。

地デジラジオの給付

地デジラジオについて、厚生労働省は障害者総合支援法に定める日常生活用具として、購入費用の一定額の給付は可能という見解を示している。区において給付の対象とすべきではないか。

給付する用具の種目や対象者などについては、障害特性に応じた必要性や有効性などを勘案し、要綱で定めている。社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しており、このような観点から検討していきたい。

